

## 首都直下地震に係る緊急対策区域の指定について（諮問）

### 【緊急対策区域の指定】

➤ 首都直下地震対策特別措置法

（平成25年11月29日公布、平成25年12月27日施行）

#### 緊急対策区域の指定

- ・ 著しい被害が生じるおそれがあるため、防災対策を推進する必要がある区域を、地方公共団体の意見を聞いて緊急対策区域として指定
- ・ 指定の基準は、震度、津波の高さ等をもとに検討

#### 計画の作成

- ・ 首都直下地震対策特別措置法に基づき緊急対策推進基本計画等を作成

#### 防災対策の推進

- ・ 緊急対策推進基本計画や行政中枢機能の維持に係る緊急対策実施計画の作成等を通じ、首都直下地震に係る防災対策を推進

### 【首都直下地震の被害の特徴】

- 首都中枢機能への影響
- 膨大な数の被災者の発生（火災、帰宅困難）
- 深刻な交通麻痺
- 電力供給の不安定化
- 情報の混乱
- 復旧・復興のための土地不足（ガレキ、住宅等）



これらの特徴を踏まえた対策の実施を推進